

<参画申請>

Q 参画申し込みの締め切りはいつですか。

A 宿泊事業者の参画申込締め切りは、令和4年9月2日（金）17時までです。
体験観光事業者の参画申込締め切りは、令和4年9月9日（金）17時までです。
参画を希望する方は高知県ワーケーション推進事務局までファックスまたは電子メールにより申し込み手続きを行ってください。

高知県ワーケーション推進事務局

電話：088-872-7795 ファックス：088-873-6255

メールアドレス：jimukyoku@idealize.co.jp

営業時間：10時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<対象施設>

Q キャンプ場は本事業の対象となりますか。

A 旅館業法の許可を受けた施設（ロッジ等で寝具を提供する場合）については、対象となります。
一方、旅館業法の許可が必要ないキャンプサイトの利用やテント使用料等については今回対象外となります。旅館業法の許可を受けた際の内容をご確認ください。
なお、キャンプ場においてマリンアクティビティなどの体験を主催している事業者は、体験観光事業者として参画していただける場合があります。

Q 体験観光事業者として参加したいのですが、こうち旅ネットへの掲載事業者ではなく、また龍馬パスポートの参加施設でもありません。参加することはできますか。

A こうち旅ネットへの掲載申込を行っていただきます。希望する場合は、事務局へご相談ください。なお、掲載の手続きには時間を要しますので、早めのご相談をお願いします。

Q 体験観光事業者ですが、体験期間が10月までと期間が限定されます。参加できますか。

A 参加いただけます。お客様へクーポン対象施設を紹介する際、期間限定であることを記載する必要がありますので、参加申し込みの際、体験可能期間を【高知でワーケーション体験クーポンキャンペーン情報登録申請書（様式3-2）】の「体験内容」に明記してください。

Q 龍馬パスポートで体験を登録している事業者ですが、登録していない体験もクーポンの対象とすることができますか。

A できます。【高知でワーケーション体験クーポンキャンペーン情報登録申請書（様式3-2）】の「体験内容」に対象とする体験を明記して、事務局まで提出してください。

Q 旅行会社が販売する宿泊プランは対象ですか。

A 本キャンペーンは、宿泊施設が造成する宿泊プランのみ対象としているため、旅行会社が販売する宿泊プランは対象外です。

<チェックイン時の対応>

Q チェックイン時の対応の流れはどういったものですか。

A ① 予防接種済証等により新型コロナウイルスワクチンの接種を3回行っていること又は、チェックイン日の3日前以降の検体採取によるPCR検査等の検査結果通知書（抗原定性検査の場合は前日以降の検体採取に限る）で陰性であることを目視により確認してください。

※12歳未満については、同居する親等の監護者が同伴する場合、確認不要です。

② 上記①の確認後、体験クーポン受領書に必要事項を記載していただいた上で、クーポンを配布してください。

また、上記①の確認がとれない場合（予防接種済証等を忘れた等）は、クーポンの配布を行わないでください。

なお、観光庁が定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」及び「ワクチン接種条件・留意事項」を確認し、運営を行ってください。

<ワーケーション宿泊プランについて>

Q ワーケーション宿泊プランの条件を教えてください。

A 条件は、以下2つです。

① 2泊3日以上であること。

② 通信環境等の設備が整っており、旅行者がストレスなく仕事ができる設備や施設等の利用ができること

(例：高速Wi-Fi、セキュリティが整っている。オフィスで使用する椅子や机が整備されている。長期滞在に向けた食事やアメニティ等のサービスの提供がある。)

通常販売している宿泊プランの内容との差別化を図るとともに、宿泊プランの利用者が滞在中に利用できる施設設備やサービスの提供を具体的にプランに組み込んでいただき、各宿泊施設独自のワーケーション宿泊プランを造成・販売してください。

Q OTA や自社サイトで販売する商品にキャンペーンを適用する際は、新たにプランを作る必要がありますか。

A OTA や宿泊施設の自社サイトで既に造成し、販売している商品を適用する際、本キャンペーンの宿泊プランの条件に該当していれば、必ずしも新たなワーケーション宿泊プランを造成いただく必要はありません。

例えば、既存プランの備考欄等にワクチン・検査パッケージによる確認を行うことが本キャンペーン適用の条件であることを明記いただき、自社サイト等で宿泊施設周辺の観光スポットや体験・アクティビティを紹介するという対応でも結構です。

なお、ワクチン・検査パッケージによる確認ができない場合、本キャンペーンの適用外となり、クーポンの配布が受けられないことも明記してください。

Q 体験クーポンの配布は、宿泊料金が子供料金の場合でも1人当たり2枚(2,000円分)ですか。

A 大人料金であっても、子供料金であっても1人当たり2枚(2,000円分)を配布してください。ただし、宿泊料金がかからない幼児・子供(食事代のみが発生する場合を含む)についてはクーポンの配布対象外です。

Q 参画宿泊施設が販売する、デユースや1泊2日の宿泊プランはキャンペーンの対象となりますか。

A 本キャンペーンにおいて対象となる商品は、2泊3日以上宿泊プランのため、デユースや1泊2日の宿泊プランは対象外です。

Q ワークेशनプランの宿泊の上限はありますか。

A 宿泊の上限はありません。2泊以上であれば、泊数に限らず1人当たり2枚(2,000円分)のクーポンを配布してください。

Q 体験・アクティビティの事前予約による受付や事前決済を行うことは可能ですか。

A 事前予約の受付を行っていただくことは可能ですが、体験料金の支払いは現地払いに限ります。
なお、事前予約が必要な体験については、クーポン取扱店舗の紹介を行う際に周知する必要がありますので、【高知でワークेशन体験クーポンキャンペーン情報登録申請書(様式3-2)】の「体験内容」に必ず明記してください。

Q ワークेशन宿泊プランの利用者が実際に仕事を行っているかなどチェックする必要がありますか。

A 今回の取組は、ワークेशन宿泊プランとして販売していただくものです。ワークेशनをしたい方を選んでもらえるものと考えており、必ずしも、仕事をしているかどうかの確認が必要とは考えておりません。
なお、利用者には、アンケートへ協力をしていただきたいと考えています。

<他のキャンペーン等との併用>

Q 「高知観光トク割キャンペーン」や「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業、「龍馬パスポート宿泊ギフト券」等、他のキャンペーン等との併用は可能ですか。

A 併用可能です。

<体験クーポンの配分>

Q 当初、配分額を受けた後、販売状況が好調で不足なくなった場合、追加配分してもらうことはできますか。

A 販売状況が好調で配分額の不足が見込まれる場合、事前に事務局にご相談ください。ただし、全体の予算額の執行状況を踏まえた対応となりますので、ご希望に沿うことができない場合があります。

Q クーポンの換金は申請からどれくらいの期間で支払われますか。

A 毎月末までに事務局にて到着した請求書類等に不備がないかを確認し、翌月 20 日までにお支払いする予定です。(月末締、翌月 20 日支払い)

なお、最終精算受付期日は令和 5 年 1 月 31 日です。この期日を超過した場合は、請求を受け付けることができませんので予めご了承ください。

Q 対象期間が終了し、配分額が余りました。どうしたら良いですか。

A 販売状況が思わしくない場合は、早めに事務局にご相談ください。

Q 同一事業者で 2 つの宿泊施設を営業しています。A 施設が配分額を超える可能性がある一方で、B 施設の販売状況がよくありません。B 施設から A 施設に配分額を流用して販売してもかまいませんか。

A 流用していただいてもかまいませんが、必ず事前に事務局に報告してください。その際、クーポンの配布数の把握に間違いがないよう管理の徹底をお願いします。

Q 参画宿泊事業者ですが、対象外の宿泊プランを予約したお客様で、当日にキャンペーンの対象となる宿泊プランへの変更をしてもかまいませんか。

A ワクチン検査への対応など、本キャンペーンを受ける条件に該当するのであれば、変更することは可能です。

<体験クーポン>

Q クーポンはどんなものに使えるのですか。

A クーポンに利用できるのは、参画体験観光事業者が提供する体験・アクティビティにかかる体験料金です。

単なる施設入館料や宿泊代、飲食代、土産物代、駐車場代、スポーツ施設の利用料金等にかかる料金は、クーポンの利用対象外ですが、体験料金に含まれているものについては、対象とします。

Q クーポンはどのように配布すれば良いですか。

A 旅行者のチェックインの際にお渡しください。

Q クーポンを旅行者に配布した場合、旅行者の方から受取書等へ受取のサイン等をいただく必要はありますか。

A クーポンの受け渡しの際には、「体験クーポン受領書」に必要事項を記載の上、お客様からご署名をいただいでください。なお、受領書の原本は、5年間の保存をお願いいたします。

Q お客様に配布する前の未使用クーポンを紛失した場合、どうしたら良いですか。

A 参画宿泊事業者にて保管していただいているクーポンを紛失した場合、速やかに事務局までお申し出ください。

※場合によっては、弁償していただくことがありますので、クーポンの管理・保管については細心の注意をお願いいたします。

Q クーポンの有効期間欄を書き損じてしまいました。どのように訂正すれば良いですか。

A 二重線に訂正印を押印し、正しい有効期間を記載の上、お客様にお渡ししてください。

Q 額面以下の体験料金にもクーポンを使用することができますか。

A 参画体験観光施設において、クーポン対象商品であれば、額面以下の料金でも使用することができます。ただし、おつりは出ませんので、その旨をお客様に事前にお伝えください。

なお、複数で体験する場合、同行者の分もあわせてクーポンを使用していただくことは可能です。

Q クーポンの額面以上の体験料金を支払う場合、残りの支払を現金以外のクレジットで精算してもかまいませんか。

A 差し支えありません。

Q お客様からクーポンを使う時間がないなどの理由で、未使用のクーポンを受けとったのですが、どうしたらよいですか。

A 宿泊事業者が受けとった場合は、その分のクーポンを別のプラン利用者に充てていただくかまいません。ただし、その際は、【高知でワーケーション体験クーポン管理台帳及び販売実績報告書】にその旨を記載して事務局に提出してください。

体験事業者が受けとった場合は、クーポンに「未使用」と記載し、事務局へ換金の際、換金するクーポンの半券と併せて、郵送してください。その際、未使用のクーポンの切り取り等を行わないでください。

<その他>

Q キャンペーンの停止や対象の制限を行うことはありますか。

A 県内の感染状況、国の分科会レベルステージの引き上げ（ステージ3）等により、本県の方針において行動制限がなされた場合は、キャンペーンの停止や対象の制限を行うことがあります。その際には、直ちに参画事業者様に、連絡させていただきます。

Q キャンペーンの停止に伴うキャンセル料が発生した場合に、補填はありますか。

A キャンペーンの停止に伴うキャンセル料が発生した場合には、原則補填は行いません。

ただし、停止を通知する前に予約したワーケーション宿泊プランについては、クーポンを配布・利用することができます。